

# 児童発達支援事業所に対する自己評価一覧

令和8年1月 吉日

事業所名 あおい放課後スクール金魚

公表予定: 令和8年3月 吉日

従業員数 6人 回収数 6人 回答率 100%

		チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	参考:工夫している点・課題や改善すべき点など
環境・ 体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	6			私たちは、お子さまがリラックスして活動できるよう「空間のゆとり」を大切にしています。児童発達支援の法定基準(30m <sup>2</sup> 以上)を十分に満たした広々とした室内は、どこにも指導員の温かい目が届くオープンな設計です。混雑感のない落ち着いた環境を維持することで、お子さま一人ひとりの変化やサインを逃さず、安全で細やかな療育につなげています。
	2	職員の配置数は適切である	6			当事業所では、お子さま一人ひとりの個性に深く寄り添うため、国の人員配置基準(児童10名に対しスタッフ3名)を上回る体制を常時整えています。保育士や教員免許、看護師資格など、教育・福祉・医療の各分野で研鑽を積んだ専門スタッフが在籍。それぞれの専門知識を掛け合わせることで、多角的な視点からお子さまの成長を支える「チーム療育」を実践しています。
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	6			お子さまが「今、何をすべきか」を直感的に理解できるよう、活動エリアの視覚的整理を徹底しています。具体的には、掲示物を最小限に抑えて視覚刺激をコントロールし、活動時には不要な遊具を片付けることで、集中しやすい空間を構築。設備面では、階段への手すり設置をはじめ、館内全体にバリアフリーの思想を取り入れた設計を施しております。構造上、段差が生じる箇所については、専門スタッフが安全かつ丁寧に昇降補助を行い、身体的な制限に関わらずのびのびと活動できる環境を整えています。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	6			お子さまが心身ともに健やかに過ごせるよう、日々の清掃と受け入れ前の徹底した環境チェックをルーチン化し、常に清潔な空間を維持しています。また、学習や集団活動を行うメイン教室のほかに、気持ちを落ち着かせるための「クールダウン専用スペース」を常設。お子さまの感情の波や特性に合わせて、必要な時にいつでも静かな環境へ移行できる体制を整えることで、多角的な未然防止と心理的な安定を両立させています。
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	6			当事業所では、お子さまの些細な変化を逃さず支援に反映させるため、活動の節目ごとに綿密なフリーフィングを実施しています。現場でキャッチした「いま」の情報を即座に共有し、さらに定期的な全体会議を通じてそれらの情報を構造的に分析。特に保護者様からのアンケート結果は、スタッフ全員の共通認識として深く掘り下げ、具体的な業務改善へと繋げています。PDCAサイクルを形骸化させず、常に最善を追求し続ける組織文化を大切にしています。
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	6			当事業所では、保護者様アンケートからいただいた貴重な示唆を、具体的な「年間改善計画」へと反映させています。特に優先度の高い事項は「重点改善項目」として設定し、全スタッフの共通目標として共有。単に実行するだけでなく、定期的なレビュー(振り返り)の機会を設け、進捗状況を厳しく検証しています。常に進化し続けることで、より質の高い療育環境を維持いたします。
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所のホームページ等で公開している	6			当事業所では、提供する支援の質を客観的に見つけ直すため、保護者様アンケートおよび自己評価を定期的実施しております。最新の集計結果とそれにに基づく改善方針については、令和8年3月に公式ホームページにて詳細に公表いたします。また、評価から導き出された具体的な改善策については、公表を待たずして日々の送迎時やモニタリングの場を通じていち早くご報告。常に「今よりも良い支援」をご家族と共に創り上げるオープンな運営を徹底しています。
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている			6	現在は利用者様と社内の評価のみとなっておりますが、今後は第三者評価の実施に向けて前向きに検討しています。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	6			所属職員に対して放課後等デイサービスに関わる各種のWeb研修への参加や、職員に対しての教育訓練を実施しております。
	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	6			見学や体験時、又は送迎の際にニーズを把握したり、行動観察を記録し、支援計画を作成しています。必要に応じて、特別支援教諭がwisc検査を実施及び、結果をお持ちいただき発達状況を把握しています。
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	6			
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	6			当事業所では、児童発達支援ガイドラインが定める5領域(健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性)を網羅し、お子さまの現状に最適な項目を厳選して計画に反映させています。支援計画の策定にあたっては、児発管だけでなく、日々の活動に立ち会う全スタッフが参画するケース会議を実施。多角的な視点から「真に必要な支援」を精査しています。半年に一度の定期モニタリングに加え、日々の送迎時にも行動の変化を逐一共有することで、計画を常に最新の状態に保ち、ご家庭のニーズと足並みを揃えた確かな支援を実現します。
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	6			
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	6			当事業所では、お子さま一人ひとりに最適な療育を提供するため、スタッフ全員が参画するオープンな検討会を軸にプログラムを立案しています。職種やキャリアの垣根を越え、現場での気づきや専門的な意見を自由に交わすことで、主観に偏らない多面的な支援策を構築。スタッフ一人ひとりが同じ志と目標を共有し、組織が一つのチームとして結束することで、一貫性のある質の高い療育を実現しています。

適切な支援の提供	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	6		音楽という一貫したテーマを軸に据えつつも、その内容は一人ひとりの発達段階やグループの力学に合わせて、常に再構築しています。決まったメニューを繰り返すのではなく、季節の移ろいやお子さまの達成度を反映させ、五感を刺激する新しいアプローチを導入。心地よいリズムの中で、常に新鮮な驚きと挑戦がある「飽きさせないプログラム設計」を徹底し、活動の固定化を防いでいます。
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせることで児童発達支援計画を作成している	6		お子さま一人ひとりの「現在の課題」を深く分析した個別アプローチと、社会性を育む「集団での経験」を、児童発達支援計画の中で緻密に連携させています。マンツーマンでじっくりと基礎的なスキルを習得する時間と、それをお友達との関わりの中で実践・応用する集団活動の時間を、お子さまの情緒や発達段階に合わせて最適に構成。多角的なアプローチにより、自信を持って社会へ一歩踏み出せる力を養います。
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	6		お子さまを迎え入れる直前には、全スタッフが参画するブリーフィング(打ち合わせ)を欠かさず実施しています。前回の利用時から現在に至るまでのお子さまの変化や、その日の体調、情緒の波をリアルタイムで共有。一人ひとりの個別課題に即した役割分担とプログラムの流れを分単位で確認し合うことで、スタッフ間の連携ミスを排除し、開始の瞬間から最高密度の支援を提供できるよう体制を整えています。
	18	支援終了後には、職員間で必ず打ち合わせをし、その日行われる支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	6		当事業所では、支援終了直後の鮮明な記憶を大切にすため、全スタッフによる「振り返りミーティング」を義務付けています。その日のプログラムの妥当性や、お子さまの細かな表情の変化、突発的な行動の背景などを多角的に分析し、即座に業務日報へ集約。単なる記録に留めず、得られた知見を次の支援計画へダイレクトに反映させることで、お子さま一人ひとりの成長速度に合わせて「進化し続ける療育」を実践しています。
	19	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	6		当事業所では、少なくとも6ヶ月に一度、お子さまの発達状況や生活環境の変化を多角的に分析するモニタリングを実施しています。現状の支援が目標に対して適切に機能しているかを厳格に検証し、達成度に応じて計画をアップデート。この定期的な「見直しサイクル」を徹底することで、常に半歩先の成長を促す、実効性の高いオーダーメイドの支援計画を維持しています。
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	6		当事業所では、少なくとも6ヶ月に一度、お子さまの発達状況や生活環境の変化を多角的に分析するモニタリングを実施しています。現状の支援が目標に対して適切に機能しているかを厳格に検証し、達成度に応じて計画をアップデート。この定期的な「見直しサイクル」を徹底することで、常に半歩先の成長を促す、実効性の高いオーダーメイドの支援計画を維持しています。
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	6		相談支援事業所等が主催するサービス担当者会議には、お子さまの日常的な支援に最も精通した児童発達支援管理責任者、または特別支援学校教諭免許を保持する教育のスペシャリストが必ず出席いたします。現場での具体的な様子や発達の推移を専門的知見に基づいて正確に共有し、他機関との一貫性のある支援体制を構築。当事業所の代表として、お子さまの利益を最優先に考えた最適な合意形成に寄与します。
	22	母子保健や子ども支援等の関係者・機関と連携した支援を行っている	6		社会情勢や感染症対策に配慮しつつ、お子さまが関わる各機関(幼稚園・保育所・学校等)とは、電話や書面を介した個別の情報交換をより緻密に行っています。一部のこども園へは直接訪問を実施し、現場での様子を深く把握。学校等から開催依頼をいただいた連携会議には、お子さまの「生活の継続性」を守るために積極的に参画し、事業所の姿を正確に共有することで、地域一体となった切れ目のない支援ネットワークを構築しています。
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	6		お子さまが事業所でリラックスして過ごせるよう、入所前にはご家族から日々の体調変化や医療的配慮について、どこよりも丁寧に聞き取りを行っています。把握した情報はスタッフ間で徹底的に共有し、ご家族と同じ視点で「今、必要なケア」を実践。
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	6		また、万が一の事態に備え、協力医療機関や主治医とのホットラインを確保。地域の子ども支援関係者とも密に連携し、お子さまが「点」ではなく「線」の支援の中で健やかに育めるよう、命を守るハブ(拠点)としての責任を果たしてまいります。
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	6		お子さまが次のステップへ進む際、あるいは現在の生活環境(幼稚園・保育所・学校等)との並行利用において、支援の「一貫性」を最も大切にしています。各機関とは、お子さまの特性や現在の支援方針について必要に応じた情報の相互共有を行い、共通の理解に基づいたサポート体制を構築。場所が変わってもお子さまが戸惑うことなく、安心して自分らしさを発揮できるよう、情報の「バトンタッチ」を丁寧かつ確実に行っています。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	6		お子さまが小学校や特別支援学校(小学部)へと進む際、その環境の変化が成長の妨げにならないよう、各教育機関との間で「支援のバトン」を確実に繋いでいます。当事業所での特性に応じた配慮事項や有効なアプローチを学校側と共有し、相互理解を深めることで、就学初日からお子さまが安心して活動できる土壌を構築。単なる情報の受け渡しに留まらず、学習面・生活面の両軸から「一貫性のある支援」を地域社会の中で実現しています。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	6		当事業所では、お子さまの直接的な療育時間を一分一秒でも大切に確保するため、画一的な地域交流イベントへの参画は最小限に留めております。一方で、支援の質を高めるための専門機関との連携は、お子さまの個別支援計画に即して厳選し、必要な場合には躊躇なく助言を仰ぐ体制を整えています。外部研修の知見を内製化し、限られた時間の中で「最も効果的なアプローチ」を追求し続ける、高密度な支援体制を維持しています。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	6		当事業所では、通所時間内における「お子さまへの直接的な療育」の密度を最優先に確保するため、画一的な集団交流プログラムは実施していません。一方で、社会性の獲得において他機関(幼稚園・保育所等)との交流が有効であると判断される場合には、個別の支援計画に基づき、その必要性を慎重に吟味・検討。形式的な交流ではなく、お子さま一人ひとりの発達段階に合わせた「実効性のある交流機会」のあり方を追求しています。

	29 (自立支援)協議会子ども部会や地域の子 ども・子育て会議等へ積極的に参加してい る	6		私たちは、地域社会の一員として「開かれた運営」を実践しています。掛川市の事業者連絡会等への参加は、地域の支援者同士の顔が見える関係性を築く貴重な機会と捉えています。行政からの要請に基づき、子ども部会等の専門的な場にも適宜参画。地域全体の「子ども支援の質」を高め合う一助となれるよう、外に向かって開かれた姿勢を持ち続け、お子さまが地域のどこにいても温かく見守られる環境づくりに貢献してまいります。
	30 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合 い、子どもの発達の状況や課題について 共通理解を持っている	6		毎回の活動後に行うフィードバックは、私たちにとって「ご家族の想い」に触れる大切な時間です。お子さまの頑張りを喜び合い、時には困りごとと一緒に考える。この「顔の見える対話」を積み重ねることで、お子さまの特性に対する共通理解を深め、揺るぎない信頼関係を築いています。ご家庭での様子を伺い、それを即座に次回の支援に活かす——そんな血の通った連携を何よりも大切にしています。
	31 保護者の対応力の向上を図る観点から、 保護者に対して家族支援プログラム(ペア レント・トレーニング等)の支援を行ってい る	6		当事業所では、お子さまの成長をご家族と共に支えるため、保護者様の対応力向上を目的とした「家族支援」に注力しています。本年度は11月に専門的なペアレント・トレーニングを開催。職員も事前に専門講習を受講し、最新の知見を習得した上で運営にあたっています。また、特別なイベント時に限らず、毎回の個別支援計画のフィードバック時には、お子さまの特性に合わせた具体的な接し方や環境調整のアドバイスを実施。日々の対話を通じて、ご家庭での「困りごと」を「自信」に変える伴走型サポートを徹底しています。
	32 運営規程、支援の内容、利用者負担等に ついて丁寧な説明を行っている	6		初めての利用におけるご不安を解消するため、契約の場では専門用語を避け、支援の仕組みや費用について分かりやすくお伝えすることに努めています。日々の活動内容についても、保護者様との「共通理解」を深めるために、活動後のフィードバック時間を最大限に活用。支援計画の狙い与实际のお子さまの動きを照らし合わせながら解説しています。事業所入り口の掲示物を含め、常に「目に見える、聞きやすい」体制を維持し、ご家族が安心して大切なお子さまを預けられるパートナーシップを築いています。
	33 児童発達支援ガイドラインの「児童発達支 援の提供すべき支援」のねらい及び支援 内容と、これに基づき作成された「児童発 達支援計画」を示しながら支援内容の説明 を行い、保護者から児童発達支援計画の 同意を得ている	6		契約前の詳細なアセスメントに基づき、一人ひとりの個性に寄り添った支援計画を策定しています。半期に一度のモニタリングでは、お子さまの成長の軌跡を保護者様と丁寧に振り返り、書面にて合意を得るプロセスを徹底。計画外の療育ニーズにも柔軟に対応し、常に「今、必要な支援」を追求しています。
	34 定期的に、保護者からの子育ての悩み等 に対する相談に適切に応じ、必要な助言と 支援を行っている	6		日々の支援終了後に行う直接対面でのフィードバックを、保護者様の「一番身近な相談窓口」として大切にしています。日常の些細な悩みから将来への不安まで、専門的知見を交えて即座にお応えし、必要に応じて落ち着いた環境での個別面談も随時セッティング可能な体制を整えています。
	35 父母の会の活動を支援したり、保護者会 等を開催する等により、保護者同士の連 携を支援している	6		当事業所では、保護者様同士が悩みや喜びを分担し合える「横のつながり」を大切にしています。本年度は11月に放課後等デイサービスにて保護者親睦会を開催いたしました。社会情勢や健康安全面を十分に考慮しつつ、今後も対面での交流機会を継続的に企画してまいります。また、日常の療育風景をいつでもご確認いただけるよう、自由な活動参観を推奨しており、事業所とご家庭、そして保護者様同士が手を取り合えるオープンなコミュニティづくりを推進しています。
	36 子どもや保護者からの相談や申入れにつ いて、対応の体制を整備するとともに、子 どもや保護者に周知し、相談や申入れが あった場合に迅速かつ適切に対応してい る	6		当事業所では、お子さまや保護者様からのご相談・お申し入れを「より良い支援を創るための大切な提言」と捉えています。受付から解決までを担う専用の担当窓口を明確化し、お申し出があった際には即座に解決担当者へと連携。迅速かつ客観的に状況を把握し、適切な対応を行う体制を整えています。さらに、お寄せいただいた声は社内会議で確実に共有・分析し、再発防止やサービス向上へとダイレクトに反映させることで、透明性の高い運営を徹底しています。
	37 定期的に会報等を発行し、活動概要や行 事予定、連絡体制等の情報を子どもや保 護者に対して発信している	6		お子さまの「今日の輝き」を鮮明にお伝えするため、送迎時の対面報告に加え、LINE等のICTツールを活用した個別配信を積極的に行っています。また、ホームページでは活動の様子を広く発信。事業所の中が見える透明性の高い情報公開を通じて、ご家族と地域に安心をお届けしています。
	38 個人情報の取扱いに十分注意している	6		お子さまとご家族のプライバシーを最優先に考え、個人情報が含まれる重要書類はすべて、厳重なセキュリティを施した鍵付き保管庫にて一元管理しています。情報の持ち出しや閲覧権限を厳格に制限し、全職員が高い倫理観を持って情報保護を徹底する体制を堅持しています。
	39 障害のある子どもや保護者との意思の疎 通や情報伝達のための配慮をしている	6		当事業所では、お子さまの認知特性や保護者様のご要望に応じ、情報の伝え方を一律にせず「個別最適化」することを徹底しています。視覚的な理解が得意なお子さまには写真やピクトグラムを活用し、言葉でのやり取りが中心のお子さまには簡潔で具体的な表現を選ぶなど、多角的なアプローチを実践。保護者様に対しても、対面、書面、ICTツールなど、最も確実かつ負担の少ない伝達手段を選択することで、情報のミスマッチを防ぎ、強固な信頼関係を築いています。
	40 事業所の行事に地域住民を招待する等地 域に開かれた事業運営を図っている	6		当事業所では、地域社会の一員として、周囲の方々には安心感をもっていただける運営を大切にしています。大規模なイベント開催が難しい社会情勢下においても、まずは最も身近な存在である近隣住民の方々との小規模な交流活動(療育を通じた触れ合い等)を継続し、顔の見える関係性を築いています。今後も地域の状況に細やかに配慮しながら、一歩ずつ交流の輪を広げ、地域全体でお子さまの成長を見守っていただける「開かれた拠点」としての役割を追求してまいります。
	41 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、 感染症対応マニュアルを策定し、職員や保 護者に周知するとともに、発生を想定した 訓練を実施している	6		あらゆるリスクを想定し、防犯・感染症等の多種多様なマニュアルを完備。単なる策定に留めず、全職員による最新のWEB研修受講や、保護者様への情報共有を徹底しています。常に「備えを更新する」姿勢で、お子さまの安全を多層的に守る仕組みを構築しています。
	42 非常災害の発生に備え、定期的に避難、 救出その他必要な訓練を行っている	6		災害はいつ起こるか分からないという危機感のもと、月2回という高い頻度で避難・救出訓練を実施しています。地震や火災だけでなく、近年の事故を教訓とした「車内置き去り防止」や「不審者対応」など、お子さまの命を確実に守り抜くための、妥協のない訓練を習慣化しています。

非常時等の対応	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	6		当事業所では、お子さまを安心してお預かりするための大前提として、利用開始前の詳細な「健康アセスメント」を徹底しています。保護者様から提出いただく「家庭状況調査票」を軸に、現在の服薬状況、予防接種の履歴、てんかん発作等の既往歴や緊急時の対应手順について、対面での精密な聞き取りを実施。得られた医療情報は即座にデータベース化し、全職員間でリアルタイムに共有しています。いつ、いかなる状況下でも全スタッフがお子さまの健康状態を正しく把握し、迅速かつ的確に動ける「守りのネットワーク」を構築しています。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	6		大切なお子さまをお預かりする上で、アレルギーへの配慮は最も重要な約束事のひとつです。私たちは、保護者様から共有いただく「認識すべきアレルギー情報」を活動設計の起点とし、少しでもリスクが懸念される食材はプログラムに取り入れられない慎重な姿勢を貫いています。緊急時の対応についても、保護者様との綿密な打ち合わせに加え、医師の確認を経た確実な手順書を作成。ご家庭と医療、事業所が一つに繋がりを、お子さまの健康を多角的に守る「安心の輪」を大切にしています。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	6		大切なお子さまをお預かりする上で、何よりも優先されるべきは「安全」です。私たちは日々の活動の中で、「あ、危ない」と感じた事例を漏らさず日報に記録し、スタッフ間での積極的な情報共有をルーチン化しています。ミーティングでは、その事例がなぜ起きたのかを真摯に話し合い、チーム全体で共通認識を形成。スタッフ一人ひとりの「気づく力」を高めることで、ご家族が心から安心してお子さまを託せる、安全な療育空間を創り続けています。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか	6		当事業所では、お子さまの尊厳を守り抜くため、組織の自浄能力を高める「虐待防止委員会」を設置しています。年1回以上の開催を厳守し、多角的な視点から日々の支援を点検。外部講習へのリモート参画を積極的に行い、得られた最新の知見は独自の「虐待防止マニュアル」へと反映させています。これらの取り組みはベテランから新規採用職員まで例外なく定期的な受講を義務化しており、常に「外の目」と「組織の規律」を融合させた、隙のない防護体制を構築しています。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか		6	当事業所において、現在、身体拘束の対象となるお子さまは一人もおりません。私たちは「身体拘束を行わない」ことを基本方針としています。万が一、生命や身体に重大な危険が及ぶ緊急事態が生じた場合に備え、全職員で「切迫性・非代替性・一時性」の身体拘束三原則を徹底共有しています。やむを得ず実施が必要と判断される際は、単独ではなく組織的に決定し、保護者様への詳細な事前説明と合意を前提に、支援計画へ明記する体制を完備。全てのプロセスを記録・検証し、人権を最優先に守り抜く運営を徹底しています。